



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エーアンドエーマテリアル
代 表 者 代表取締役社長 巻 野 徹
コード番号 5391 (東証 1 部)
問合せ先 総 務 部 長 金 本 太 志
電話番号 045 - 503 - 5760

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 17 回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に、株式併合に係る議案並びに単元株式数及び発行可能株式総数の変更等に係る定款変更議案を上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の規定の基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」という）すると共に本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を 3 億株から 3 千万株に変更するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	77,780,000 株
併合により減少する株式数	70,002,000 株
併合後の発行済株式総数	7,778,000 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び併合の割合から算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	6,129 名 (100.0%)	77,780,000 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	127 名 (2.1%)	226 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	6,002 名 (97.9%)	77,779,774 株 (99.9%)

(注) 上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 127 名（その所有株式数の合計は 226 株）は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000 株（併合前は 300,000,000 株）

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式数は、 <u>3 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式数は、 <u>3 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 主要日程

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ①取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 15 日 |
| ②本定時株主総会開催日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| ③単元株式数変更および株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| ④定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数をいい、今回、当社は1,000株から100株に変更することとしております。

Q 2. 株式併合とはどのようなものですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。また、当社の単元株式数を100株にした場合、東京証券取引所が投資家にとって望ましいとしている「5万円から50万円」の投資単位とならない可能性があること等から、併せて株式併合(10株を1株に併合)を実施するものです。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日(実質上平成29年9月29日)の最終の株式名簿に記録された所有株式数に10分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,451株	3個	345株	3個	0.1株
例②	2,000株	2個	200株	2個	なし
例③	1,200株	1個	120株	1個	なし
例④	555株	なし	55株	なし	0.5株
例⑤	59株	なし	5株	なし	0.9株
例⑥	7株	なし	なし	なし	0.7株

例②③に該当する株主様は、特段のお手続はございません。

例①④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合によって、会社の資産や資本に変更はありませんので、株式市場の動向等他の要因は別として、理論上、株式数は10分の1になるものの、1株当たり純資産額は10倍となりますので、資産価値に変動はございません。
株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の10倍になります。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 平成29年6月29日に開催予定の第17回定時株主総会において株式併合議案が承認可決された場合には、単元株式数変更および株式併合に関して、以下のとおり進める予定です。

平成29年6月29日 第17回定時株主総会
平成29年9月27日 当社株式の売買単位が100株に変更
平成29年10月1日 単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成29年11月上旬 株主様へ株式併合割当通知発送
平成29年12月初旬 端数処分代金の支払開始

Q 8. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒103-0028
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 平日9時から17時(土日・祝日を除く)

以 上